生産性向上に資する設備導入助成事業助成金

助成額 ①最大 666 万円

※対象経費の2/3以内で助成します。

詳細はホームページをご覧ください。

②最大 500万円 ※対象経費の1/2以内で助成します。

申請受付期間 令和7年4月21日~12月26日まで ※あらかじめ「先端設備導入計画」の認定を受けることが申請の条件です。

「先端設備導入計画」については、板橋区ホームページの

「中小企業等経営強化法に基づく先端設備導入計画について」をご確認ください。

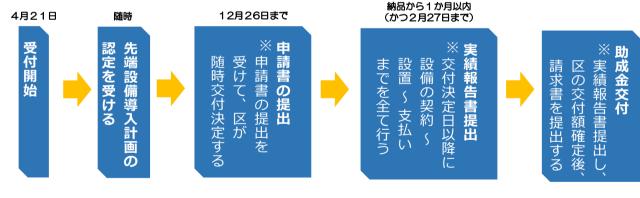


対象者

以下の要件を全て満たすものが該当します。

- (1) 中小企業者(中小企業法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業をいう。)であること。
- (2) 日本標準産業分類について大分類に分類される製造業事業者であること。
- (3) 区内に本社又は事業所を有し、1年以上継続して事業を営んでいること。
- ※ その他、申請対象外等の詳細な要件については、板橋区ホームページをご確認 ください。

事業の流れ





詳細は、板橋区ホームページの

「<u>生産性向上に資する設備導入助成事業助成金</u>」をご確認ください。 申請様式等のダウンロードも可能です。



板橋区 産業経済部 産業振興課 工業振興係

お問合せ先

TEL: 03(3579)2193

E-mail:sg-senryaku@city.itabashi.tokyo.jp

HP: https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bunka/chusho/yuushi/1056066.html



対象事業

次の条件をすべて満たす事業とします。

- (1)中小企業等経営強化法に基づく先端設備導入計画の認定を受けた事業であること。
- (2) 人員削減を目的とした事業ではないこと。
- (3) 同一の事業について、国、都、板橋区、商工会議所その他これに類する団体から助成を受けたあるいは受ける予定の項目が経費に含まれていないこと。
- (4) 実質的に労働を伴わない事業、専ら資産運用的性格の強い事業ではないこと。 例: コインパーキング、コインランドリー等の運営
- (5) 助成対象経費の総額が100万円以上の事業であること。

(主な採択例)

- ・ 高速印刷機の導入(印刷業)
- ・三次元測定機の導入(金属製品製造業・業務用機械器具製造業)
- ・クランクプレス機の導入(非鉄金属製品製造業)
- ・自動包装機の導入(食料品製造業)

(主な不採択例)

- ・コインパーキングの機器の導入
- ・太陽光発電を行うためのソーラーパネルの導入
- ・総額が100万円を超えない小規模な事業
- ・機械の設置場所が板橋区内でない機械装置の導入
- 自動車の購入

助成対象経費

- (1)機械及び装置の購入に係る経費(1単位の取得価額が160万円以上のもの)
- (2) 工具の購入に係る経費(1単位の取得価額が30万円以上のもの)
- (3) 建物附属設備の購入に係る経費(1単位の取得価額が60万円以上のもの)
- (4) 器具及び備品の購入に係る経費(1単位の取得価額が30万円以上のもの)
- (5) 上記(1)(2)(3)(4)の輸送に伴う経費(運搬費等)
- (6) 上記(1)(2)(3)(4)の設置に伴う経費(分解・組立・校正費・整備費等)
- (7) 上記(1)(2)(3)(4)の導入に伴う既存設備の廃棄に係る経費
- (8) 上記(1)(2)(3)(4)の導入に伴うCAD等のソフトウェアの購入に係る経費

心亜聿粨

- (1) 生産性向上に資する設備導入助成事業助成金交付申請書
- (2) 事業計画書(助成金用)
- (3) 誓約書
- (4) 提出書類確認チェックシート
- (5) 対象事業経費に係る見積書(コピー可)
- (6) 取得する設備の詳細資料(カタログ等)
- (7) 企業概要(会社案内・パンフレット等)
- (8) 法人登記事項証明書(発行日から3カ月以内の原本またはコピー)
- (9) 法人事業税納税証明書及び法人都民税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載 した申立書(1期分)(発行日から3カ月以内の原本またはコピー)
- (10) 決算書のうち、貸借対照表及び損益計算書(直近2期分)
 - ※(5)は2社以上から見積書を取ってください。

性質上2社以上から見積りを取ることが困難な場合、選定理由書が必要です。



制度概要や申請方法等、詳細は、板橋区ホームページの

「<u>生産性向上に資する設備導入助成事業助成金</u>」をご確認ください。

申請様式等のダウンロードも可能です。